

「水との共生」プラン

平成18年7月 策定

令和4年4月 更新

福島県

目次

第1章 計画策定に当たって～背景と趣旨～	1
1-1 地球規模で生じている水問題	1
1-2 本県の水循環とその変化	1
1-3 健全な水循環を将来に継承	2
第2章 計画の役割、位置付けと範囲	3
2-1 計画の役割	3
2-2 計画の位置付け	3
2-3 計画の範囲	3
第3章 ふくしまの水と人とのかかわり	4
3-1 水環境の地域性	4
3-2 水の恩恵と畏怖	8
3-3 水循環をめぐる課題	11
3-4 水と人との良好な関係を求めて	14
第4章 理念と将来像	15
第5章 施策の方向	17
5-1 施策の体系	17
・水とのかかわりを深める	23
・水を育む	25
・水を大切に使う	28
・水をきれいにする	29
・水辺を豊かにする	32
・災害に備える	34
・水を地域で生かす	37
・水を担う	38
5-2 施策と主体間の連携	39
第6章 計画の推進	41
参考資料	43

第1章 計画策定に当たって ～ 背景と趣旨 ～

1-1 地球規模で生じている水問題

私たちの住む地球は、太陽系の惑星の中で唯一、水が液体の状態が存在し、また、その表面の3分の2が水に覆われているため「水の惑星」と言われています。

しかし、地球に存在する水の中で淡水の占める割合は2.5%程度であり、また、そのほとんどが極地の氷雪のため、私たちが身近で利用できる河川や湖沼の水は地球上の水のわずか0.01%で、地下水を含めても0.8%に過ぎないと言われています。

近年、開発途上国を中心に、世界各地で水不足や水質汚染などが発生し、水に関する紛争も生じています。

わが国は降雨に恵まれています。国民一人当たりの水資源量は世界平均の半分にも満たない状態となっています。

また、わが国のカロリーベースでの食料自給率^{*1}は40%程度で、穀物や畜産物を大量に輸入していますが、その生産には多量の水が必要です。これは、私たちが間接的に外国の水を消費していることを示しており、私たちは、食料のみならず水も諸外国に支えられていると言えます。

1-2 本県の水循環とその変化

本県は、多くの河川や湖沼、湧水などの豊かな水環境と水源をかん養^{*2}する多様で豊かな森林に恵まれています。また、河川の水源のほとんどが県内にあるという源流県であり、本県の水とのかかわり方が下流の県や海に直接影響する点からも、源流県としての責任は大きいものがあります。

近年、地球規模での気候変動の影響と考えられる洪水や渇水の発生、農業・農村や森林の持つ多面的機能^{*3}の低下、化学物質や放射性物質などによる水の汚染、水域の生態系変化、人口減少や人々の水に対する関心の低下、さらには新型コロナウイルス感染症による交流機会の減少などの変化は流域^{*4}の水循環に対する負荷を増大させており、このままでは本県の健全な水循環^{*5}が阻害されるおそれがあります。

一方、安全でおいしい水を求める意識の高まり、水に関する活動への積極的な参加など、水に関する新しい意識や価値観が形成されようとしています。



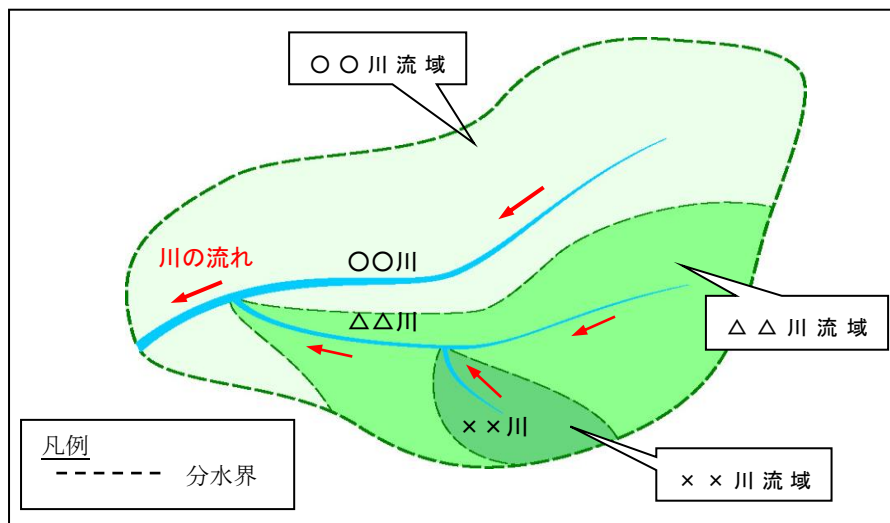
水循環イメージ

1-3 健全な水循環を将来に継承

私たちには、本県の豊かな水環境を保全し、健全な水循環を将来に継承するという責務があります。このため、県民一人一人が水に関心を持ち、水に関する将来像を共有して、小さなことから取組を始めることが大切です。

また、大きな川の流域は、小さな川の流域が集まって形成されており、水の問題に取り組む際には身近な流域から始めるとともに、上流と下流の流域の住民や県を始めとする行政が広域的に連携して進めていくことが重要です。

これらの取組を一層効果的に進めるためには、大学や事業者などの知恵や力を結集して取り組むことが必要となっています。



流域の概念図

※1 カロリーベースでの食料自給率

食料自給率は国内の食料消費について国産でどの程度まかなえているかを示す。カロリーベースの食料自給率は、基礎的な栄養価であるエネルギー（カロリー）が国産でどれくらい確保できているかという点に着目して算出しています。

※2 水源をかん養

森林などの土壌層に雨水を浸透、貯留し、水質を浄化したり、河川の流量を平準化したりする機能。

※3 農業・農村や森林の持つ多面的機能

農業・農村や森林は、食料や木材等を安定的に供給する基本的な役割を果たすとともに、その生産活動を通じて、水、土壌侵食の防止等の国（県）土保全や自然環境、緑豊かな景観の維持、都市住民の憩いの場の提供、土壌・大気の浄化などの機能を有しています。

※4 流域

降った雨が川に流れ込む範囲のこと。また、その境を分水界と言います。

※5 健全な水循環

流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下にともに確保され、人間及び生物が水の恩恵を持続的に享受できる状態。

第2章 計画の役割、位置付けと範囲

2-1 計画の役割

本計画は、総合計画が掲げる県づくりの基本方向を踏まえ、水の恩恵や水に対する畏怖を含め、私たちと水との関係を再認識し、水と人との良好な関係を築いていくために、理念や将来像を明確にしながら、産学民官の参加と連携の下、総合的・重点的に実施していく施策の方向を示します。

2-2 計画の位置付け

本計画は、本県の水に関する施策の基本的な考え方を水循環の視点から示すものです。

水に関連する施策は、長期的な取組が必要であるため、21世紀半ばにおける「将来像」を掲げ、総合計画とあわせて令和12年度までを計画期間とし、その実現に向け、各種計画や施策を総合的に展開します。

また、本計画は、国や市町村等の水に関する計画や施策等と、より一層協力・連携する際の県の基本的な考えを示します。

2-3 計画の範囲

(1) 対象地域

県内全域とします。なお、沿岸海域は陸側からの水循環の一環として位置付けることとします。

(2) 対象とする水

降水、表流水(河川水、湖沼水等)及び地下水(利用可能なものに限る。)とします。

第3章 ふくしまの水と人とのかわり

3-1 水環境の地域性

(1) 地勢・河川

本県は、東部が太平洋に面し、その西側に阿武隈高地、中央部に奥羽山脈、その西側に越後山脈と飯豊山地が走り、山地、丘陵地、低地などがほぼ南北方向に並行して配列されています。

本県には一級河川※の阿武隈川、阿賀野川、久慈川、那珂川の4つの水系※があるほか、阿武隈高地から太平洋に流れる二級河川※の水系を含め500の河川（一級、二級河川の合計）が流れています。

また、阿武隈川、阿賀川、久慈川の流域はいずれも県境付近で一度狭くなっており、下流の県と明確に区分される流域を有しています。



本県の水系図

※ 一級河川

国土保全上（治水）または国民経済上（利水）特に重要な水系で政令で指定したものにかかわる河川で、国土交通大臣が指定したものです。

※ 水系

水源から河口までの流域を同一にする本川、支川、派川及びこれらに関連する湖沼の総称です。このうち阿賀川は、新潟県では阿賀野川と名称を変えますが、水系名では阿賀野川水系となります。

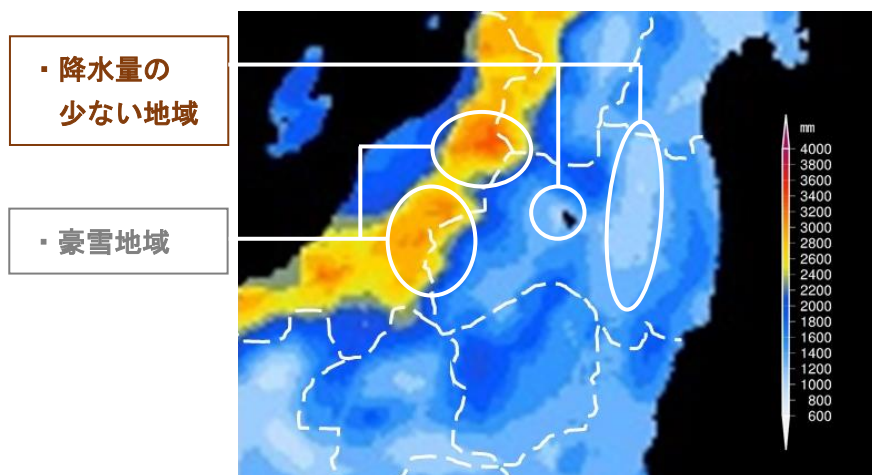
※ 二級河川

一級河川として指定された水系以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものです。

(2) 降水量

本県は地域によって降雨、降雪量に特徴がみられます。本県の降水量は年平均で約1,200mmであり、全国平均の約1,700mmと比べると約7割の降水量となっていますが、冬の季節風の影響を受ける越後山脈や飯豊山地は豪雪地帯となっており、全国平均を超える降水量となっています。

一方、会津盆地や中通り地方は、県内でも降水量が少ない地域となっています。

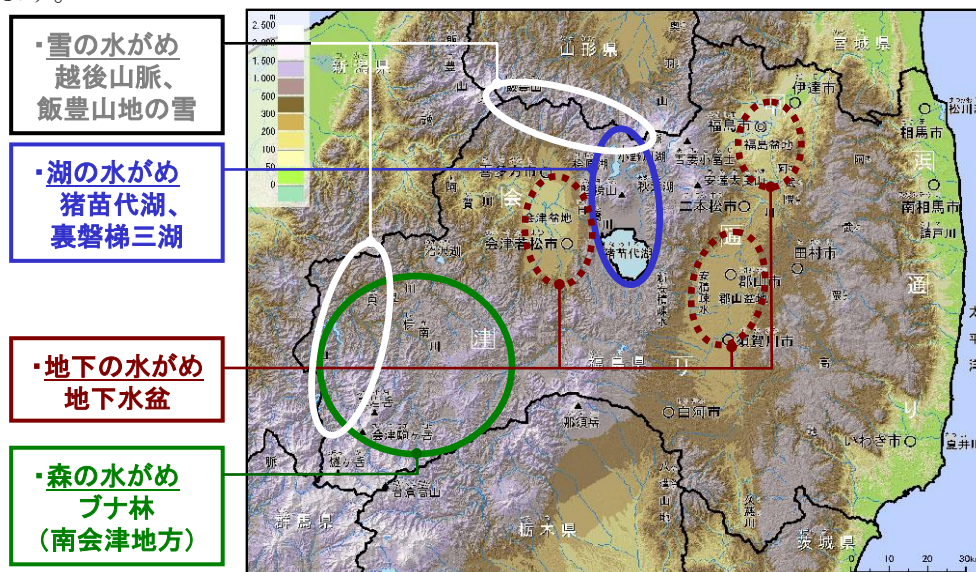


年平均降水量分布図（気象庁1981年～2010年平均データ）

(3) 水資源

県内には、越後山脈や飯豊山地などの降雪による“雪の水がめ”、猪苗代湖や裏磐梯三湖などの“湖の水がめ”、県内各地のスギ林や南会津地方に広がるブナ林等の“森の水がめ”、盆地の地下にある“地下の水がめ”が豊富な水を蓄えています。

また、水不足を克服するために先人が築造した県内各地のため池や、安積疏水などの水利施設などは、近年開発されたダムとともに現在も重要な役割を果たしています。



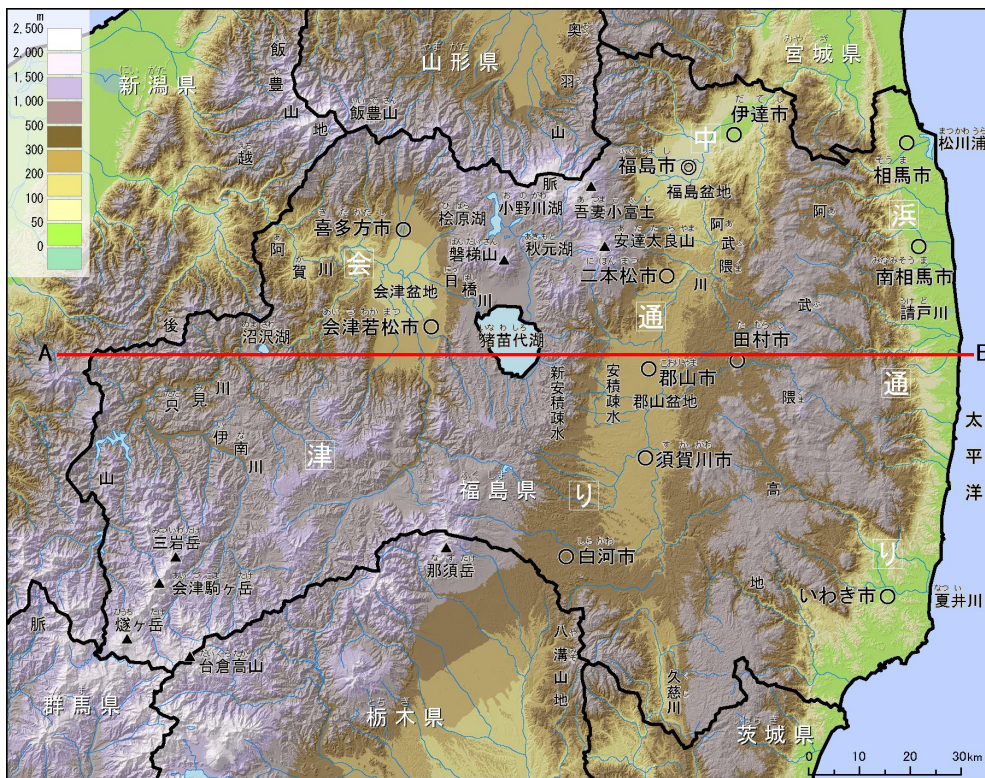
本県のシンボルとなる「水がめ」地図

この豊かな水資源は、会津地方を中心として水力発電にも利用され、本県だけでなく首都圏などに送電されています。特に只見川の電源開発は、わが国の戦後の復興と発展の原動力となりました。

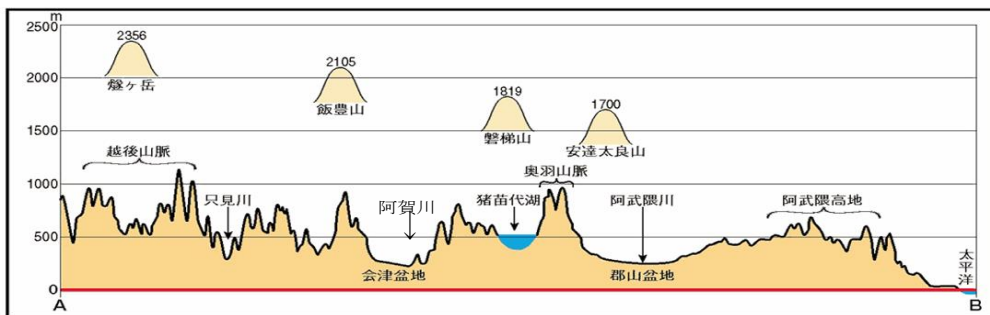
また、猪苗代湖や福島市を流れる荒川などは良好な水質を有しています。

(4) 各地域の特徴

本県は、地勢、気象等により、中通り、会津、浜通りの3地方に大きく分けられ、各地域で多様な水環境や生態系、水の文化などが創り出されています。



本県の地域図



横断図 (A-B)

① 中通り地方

奥羽山脈と阿武隈高地の間にある中通り地方の大部分は、甲子を源流とする阿武隈川の流域に含まれ、丘陵地と盆地が交互に連なっています。

また、県南の東白川地方一帯が八溝地域を源流とする久慈川流域となっており、西白河地方の一部に那珂川流域があります。

奥羽山脈から発する荒川など阿武隈川の西側の川は、大量の砂礫を運んで多くの扇状地をつくり、阿武隈川を東に押しやっています。また、扇状地は水を伏流させ、郡山盆地や福島盆地の地下に、豊富な地下水を供給しています。

中通り地方は他の地域に比べ年間を通して降水量が少なく、また、人口も多いため、先人は安積疏水や羽鳥用水などの大規模な導水施設やため池などを築造し、水を引き、蓄えて用水を確保してきました。

② 会津地方

越後山脈や飯豊山地、奥会津地方の多量の降雪は、その雪融け水が地下に浸透し、会津地方の豊かな湧水の源になるとともに、阿賀川や只見川などの河川や湖沼に豊かな水量をもたらし、新潟県では阿賀野川と名称を変え流れています。また、高層湿原を有する尾瀬は貴重な水環境を作り出すとともに、只見川の源流になっています。川の集まるところを意味する会津は、多くの川が会津盆地の東部に向かって集まり、豊かな河川水と地下水を有しています。

わが国第4位の面積を持ち、本県のほぼ中央にある猪苗代湖は、湖水面標高が会津盆地や郡山盆地よりも約300m高い所にあり、また、水質が良好であることから、堰などの水利施設によって会津地方や中通り地方に導水され、大きな恵みを与えています。

先人は、このような豊かな水を有効に使うため、会津盆地を始めとする各地に水路を張り巡らし、豊かな水田地帯と水文化を創り上げてきました。

③ 浜通り地方

海沿いの浜通り地方は、阿武隈高地と海岸の間に谷底平野、扇状地、海岸平野が順に見られます。そこでは真野川、新田川、木戸川、夏井川など、阿武隈高地を発した比較的小規模な河川が短い距離を一気に流れ下って太平洋に達しています。

これらの河川には、森・川・海の恵みの象徴とも言えるサケやアユが遡上してきています。

一方、この地方は比較的降水量が少なく、また、河川の流域も小さいことから、先人は、水不足に対応するため、相馬地方の「二宮仕法（報徳仕法）※」により作られたため池や、いわき市夏井川のおがわえすじ小川江筋等の水利施設による取水により、水を大切に利用してきました。

※ 二宮仕法（報徳仕法）

二宮尊徳の創始した生活様式です。相馬藩では、天保の飢饉などにより困窮した領民の生活を立て直すため、藩を挙げた用水路やため池の整備などの水利事業、凶作時の食糧確保のための備荒対策などが行われました。

3-2 水の恩恵と畏怖

(1) 水の恩恵

地表や海から太陽の熱により水が蒸発して雲となり、雨や雪になって再び地表に降り注ぎます。水は、このような地球の大きな営みの中で循環しています。また、人の体は、その約 60~70%が水分といわれています。その水が体の中を循環することで酸素や栄養が体の各細胞に送られ、老廃物を運び出しています。人間だけでなく全ての動物や植物が水の循環によって命を支えられています。

私たちは、自然の中から様々な水の恩恵を受けながら暮らしてきました。水がなければ米や野菜などは育ちませんし、海や川からは魚や貝類、沼や沢からはジュンサイや山菜などの恵みを受けています。酒やラーメン、蕎麦なども水がおいしさの秘訣と言われます。よく見てみれば、私たちが食べている全てが“水”あつてのものであることに気がきます。



食文化

また、水を様々な工夫や技術で活用してきました。二本松市の上川崎和紙やいわき市の遠野和紙など、今も県内で漉かれている和紙は、原料となるコウゾやミツマタと良質な水があるところで作られます。染め物も最後にきれいな水にさらされ仕上げられます。他にも水があればこそその産業がたくさんあります。

しかし、水はいつも容易に得られるとは限りません。このため、先人は水を得るために井戸を掘り、ため池や水路を造りました。湧水や水路が人々の生活の中にありました。岩を砕き、石を積み、多大な労力を費やして水を引きました。その技術、風景が本県の多くの土地に残っています。

私たちは、川や湖沼、海を見ているだけで心が和みます。庭園、公園等に池や噴水、滝などが作られてきたのも、水が私たちに安らぎや潤いを与えてくれるためにほかなりません。



紙漉き (いわき市)

先人は、水の恵みを確かなものにするため、田植え祭や水かけ祭などで豊作を願い、収穫祭などで感謝の念を示してきました。また、水は、清らかなものであり、けがれや罪、厄災などを浄化すると考えていました。その心は、みそぎや流し雛、灯籠流しなどに表れています。

このように、県内の様々な風景や文化は、先人が水に親しみ、水を敬い、大事に使ってきた歴史の証ともいえます。



水神様（檜枝岐村）



田植え神事（会津美里町）



水かけ祭り（福島市）

（2）水に対する畏怖

水は、時に洪水、渇水として私たちの命や生活を脅かします。洪水は財産や農作物、時には命をも一瞬にして流し去ります。また、著しく水が不足し渇水となると、不作や飢饉をもたらし命を脅かしてきました。悲しい水の事故もなくなることがありません。人々は水を恐れながら暮らしてきました。

それでも先人は、洪水で運ばれる肥沃な土や川がもたらす恩恵があるために、その土地に住み続けてきたのです。



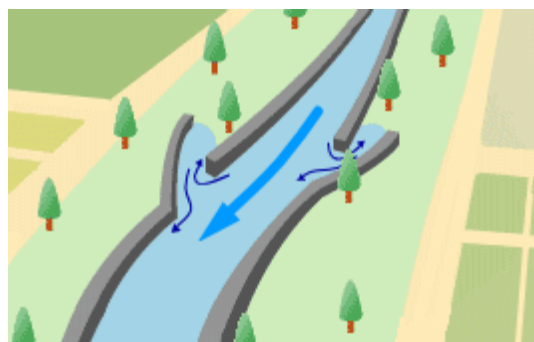
浸水被害状況（令和元年東日本台風、郡山市）

現在ではごくわずかしか残っていませんが、福島市荒川の「霞堤^{かすみでい}」や「水害防備林」など様々な治水工法に、先人が水の脅威と暮らしてきた知恵が見られます。

天候に関する各地域の様々な言い伝えも、天気の微妙な変化を読み解き、水の確保に注意を払っていたからなのです。

「河童」や「あずき洗い」などの妖怪伝説は、水に対する戒めを子どもに伝えています。

飢饉や水難事故の慰霊碑は、先人が水に対する畏怖の念を表してきた歴史を示しています。



霞堤のイメージ



水害防備林（福島市、荒川）

（3）水に対する四つの基本的な考え方

本県の豊かな水は、私たちに様々な恩恵をもたらすと同時に、時には畏怖の念を与えてきました。

これまでの水と人とのかかわりと水の特質を踏まえると、健全な水循環を確保するために、私たちが水について次の四つの基本的な考えを持つことが大切です。

生命の水：水は循環することにより、地球上の生命を支えている。

恵みの水：水は人の暮らしに欠くことのできないものである。

恐れの水：水は時として人の生活や命を脅かすものである。

心 の 水：水はふるさとの歴史であり、流域の人々の営みを映し出す鏡である。

3-3 水循環をめぐる課題

近年の都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等により、以下のような様々な水循環の変化が見られるようになりました。

(1) 気候の変化

全国と同様に本県においても温暖化傾向がみられています。福島市では、20世紀初めからの約100年間で気温は約1.5度上昇しています。

また、1日の雨量が100mmを超える集中豪雨が増加しています。

(2) 都市化による洪水被害

河川の氾濫でできた県土面積の約10%足らずの低地内に県の人口の約40%が集中しています。河川整備の進展により、水害に対する安全性は向上してきましたが、洪水被害を受けやすい低地地区への市街地の拡大やアスファルトなどで地面が被覆され雨水が地面にしみ込みにくくなったため、短時間で河川や水路に集中することなどの都市型水害が増加しています。

また、施設の老朽化による施設の破損などにより、水の安定供給に影響を及ぼす懸念があります。

(3) 頻発化・激甚化する自然災害

近年、気象災害が頻発化・激甚化しており、本県においても、大きな被害がもたらされています。平成23(2011)年7月の新潟・福島豪雨や平成27(2015)年9月の関東・東北豪雨において会津地方を中心に大きな被害が発生しました。また、令和元(2019)年10月の令和元年東日本台風等においては、県内で初めて大雨特別警報が発表され、広範囲に記録的な豪雨となり、甚大な人的被害・住家被害が発生するなど、県内において、風水害・土砂災害の被害が発生しています。

気候変動による水災害のリスク増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組をより一層加速させるとともに、流域に関わるあらゆる関係者が、主体的に防災・減災に取り組み、強く、しなやかな社会を構築する必要があります。

(4) 東日本大震災及び原子力災害

平成23(2011)年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害(以下「東日本大震災」という。)、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害(以下「原子力災害」という。)は、本県に甚大な被害をもたらしました。

東日本大震災では、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震により県内の11市町村で震度6強が観測され、原子力災害では、東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質により、東日本の広い範囲が汚染されました。

東日本大震災以前と同様に安心して水辺空間を利用するための取組が求められています。

(5) 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という。）は、令和2（2020）年1月に国内で初めての感染者が確認され、本県においては同年3月7日に初めて感染者が確認されました。

新型コロナウイルスの拡大は県民生活に大きな影響をもたらしており、感染拡大防止のための手洗い・咳エチケット・マスク着用の徹底、「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避といった基本的な感染対策の継続や、時差出勤、在宅勤務の活用など「新しい生活様式」の実践・定着が求められています。

新型コロナウイルスへの感染リスクから人のつながりの希薄化や交流機会の減少により、水環境活動の衰退が懸念されます。

(6) 農業・農村や森林の有する多面的機能の低下

人口減少や高齢化の進行は地域コミュニティの維持を困難にするだけでなく、水循環にも影響を与えます。特に、水源地域である中山間部は、農林業従事者の高齢化や後継者不足などにより農地や森林の管理が行き届かなくなりつつあり、農業・農村や森林が有する保水や地下水へのかん養等の多面的機能の低下が懸念されています。

(7) 水の汚染

昔、清流であった阿武隈川などの県内の河川は、高度経済成長期に水質が悪化しましたが、近年、改善傾向がみられます。しかし、未だ生活排水や工場・事業場排水などにより水質の改善が進まない河川もあります。

また、有機塩素系溶剤等の化学物質による地下水汚染等の問題が生じています。

(8) 水需要の変化

本県の水需要のうち、水道水の一人一日当たり給水量は、節水意識の高まりや節水機器の普及、事業場使用水の減少などにより減少傾向にあります。

農業用水は、水田面積等が減少傾向にあることから、また、工業用水も水を多量に消費する工場等の減少や工場等における用水回収率の向上等から、需要量は減少傾向にあります。

水の供給については、堰、ため池やダムなどの水資源開発施設の整備により、県全体としては安定的に水を確保することができるようになりました。

しかし、水需給バランスの地域間での不均衡、地下水の過剰揚水による水量減少や水源水質の悪化などにより、新たな水源の確保が必要となることも考えられます。

(9) 水域の生態系変化

本県の絶滅のおそれのある野生動植物を取りまとめた「ふくしまレッドリスト(2021年版)※」には1,391種が掲載されています。この中には、かつて私たちの身近に存在していたメダカやカエル、イモリ、ゲンゴロウ、トンボなどが含まれています。

このことは、かつて里地里山として親しまれていた地域の環境が大きく変化したことを裏付けています。

このほか、ブラックバスやアメリカザリガニなどの外来種による在来種への影響など、水域周辺の生態系の変化が危惧される状況になっています。

(10) 身近な水辺の変化

水は人々の暮らしと深くつながり、生活と共にあった湧水や水路があり、また、水辺は遊びや祭りなどの文化の場でもありました。

開発、機能優先の河川・水路整備や、土地の高度利用に伴うまち中水路の地中化などは、私たちに安心と快適な生活をもたらしましたが、その反面、生活に密着した水辺を衰退させ、人々が水に触れる機会を減少させるようになり、水に対する思いや関心の低下、水にまつわる文化伝統の衰退の一要因をもたらしました。さらに、水質汚濁など、水環境の悪化もこれに拍車をかけました。そして、いつしか川で遊ぶ歓声も小さくなってしまいました。



ヒヌマイトトンボ (左：雌、右：雄)



水路の地中化

※ ふくしまレッドリスト

県内の絶滅のおそれのある野生動植物について取りまとめたリストです。平成10年度より調査に着手し、1,024種を選定。平成14年3月には「レッドデータブックふくしまⅠ(植物類、昆虫類、鳥類)」を、平成15年3月には「レッドデータブックふくしまⅡ(淡水魚類、両生・爬虫類、哺乳類)」を発行しました。

その後、経済・社会活動の急激な拡大や東日本大震災の影響等により、野生動植物の生息環境等は大きく変化していることから、平成25年よりレッドリストの改訂調査に着手し、絶滅のおそれがある野生生物について再度評価を行い、平成29年11月にふくしまレッドリスト(2017年版)を公表しました。

平成30年度からは、必要に応じて改訂を行うこととしています。

3-4 水と人との良好な関係を求めて

これまで本県は、水に関する問題に対し様々な施策を行ってきました。

治水面では、河川等の整備に加え、流域全体で行う流域治水や地域防災力の向上のための施策を進めています。

利水面では、上下流の連携による源流地域保全活動の支援、水源かん養機能を有する中山間地域の水田の適正な管理などを実施しています。

環境面では、汚水処理施設の整備、水辺の野生動植物の保護などを実施しています。中でも猪苗代湖は水環境保全対策と自然の浄化機構により、全国でトップクラスの水質を維持していましたが、近年、酸性であった湖水の中性化が進んでいることから、その原因と水環境に及ぼす影響について調査を行っています。

さらに、地域住民と一体になった河川等の親水施設の整備、水生生物による水質調査、食農教育、河川の美化清掃作業の実施など、様々な取組を行っています。

また、水に癒し・潤いを求める人や、身近な水に関心を持ち水の問題に自主的・積極的に取り組もうとする人や団体も増えてきているなど、水に関する新しい施策や、水に触れ、水に学び、水を大切にする機運ができています。

健全な水循環を確保するためには、改めて水と人とのかかわり方を築いていくことが必要です。

そのことは、先人を敬い、水を大切にし、水をきれいなままに子どもたちに引き継ぐという、持続可能な共生社会をつくりあげることにもつながります。



親水施設 石田川（伊達市霊山町）



水生生物による水質調査
（せせらぎスクール）



食農教育（田んぼの学校）



河川の美化清掃作業
（うつくしまの川・サポート制度）

第4章 理念と将来像

様々な連携によって、流域の健全な水循環を未来に継承していくために、私たち一人一人が、水に対するかかわり方や取組の姿勢を示す理念を共有し、できるところから実践していきます。

理 念

水にふれ、水に学び、水とともに生きる

～連携による、流域の健全な水循環の継承～

理念は、人が水から遠ざかってきた反省から、身近な水辺で実際に水にふれ、五感で感じる体験を通して、水が、「生命を支えていること」、「人の暮らしに不可欠であること」、「時には人の生活や命を脅かすこと」及び「いにしえから流域の人々の営みを映し出すものであること」を学びながら水と共生していくことを表しています。

また、先人が水に対して感謝の気持ちを持って大切に守り育ててきた素晴らしい水環境が未来の世代へ引き継がれている姿を21世紀半ばの本県の将来像として、全県に加え、中通り、会津、浜通りの3地方ごとに設定します。

将来像は、健全な水循環をイメージしたものです。

将来像

清らかな水が巡り、多様な生きものを育む緑豊かな水辺に 子どもも大人も遊ぶ源流県・ふくしま

県土で生まれた水が、大地を巡りまちを潤して流れ、多様な生きものや植物などの命を育む水辺を形成し、その水辺には子どもも大人も水の恵みを感じながら、その風景にたたずみ、水と戯れる歓声が聞こえる。

中通り

甲子高原や八溝山など、いくつもの源流の水が、まちの営み の中で大切に使われ清らかに流れる流域

中通り地方は人口が集中して人や企業の様々な活動が展開されており、そうした人間社会の営みの中で、水が大切に使われ、その影響を最小限にとどめ、清らかに流れている。

会津

奥会津や飯豊、磐梯などの山々から湧き出た水が、 くらしの中に息づく山紫水明の流域

会津地方は湧水など豊かな水に恵まれており、その水が人と人、家と家とをつなぎ合わせ、様々な形でくらしの中に生かされて流れ、水源である背景の山々と一体となった風景を形づくっている。

浜通り

阿武隈高地の森から生まれる川にサケやアユが遡上する、 森・川・海のつながりが見える流域

浜通り地方は海に面しており、地域の川が森林と海とをつないでいる様子が、遡上したサケやアユを見ることで、森も川も里も街も海も一体となった健全な水循環として身近に実感できる。

第5章 施策の方向

5-1 施策の体系

第3章で示した水循環をめぐる課題を踏まえ、第4章の「将来像」を実現するために、必要な施策を体系化します。

(1) 三つの柱

健全な水循環の確保に向けた取組を実践していくため、三つの柱を示します。なお、これらは相互に関連するものです。

水と人とのかかわりの再構築 施策展開の基本となる県民一人一人の取組を促す施策を展開します。

流域を単位とした施策の総合的な展開 治水・利水・環境保全の単一目的の施策の積み上げではなく、流域単位で全体として目的の達成につながるように、関連施策の横断的な連携を図り、総合的に展開します。

水管理体制の確立 産学民官の連携による取組によって、流域全体が一体となった施策を展開します。

(2) 施策の方向

水循環の視点から8つの大分類を示します。

水とのかかわりを深める 水にふれ、水に学び、水を通して人がつながり、水と人との良好な関係を築きます。

水を育む 自然を守り、自然の力を活用し、豊かな水量と良好な水質を確保します。

水を大切に使う 貴重な水を大切に使います。

水をきれいにする 水をきれいにすることに取り組みます。

水辺を豊かにする 親しみやすい、生き物が育まれる緑豊かな水辺を作ります。

災害に備える 水害の少ない流域をつくとともに、緊急時に備えます。

水を地域で生かす 地域の水資源の新たな活用に取り組みます。

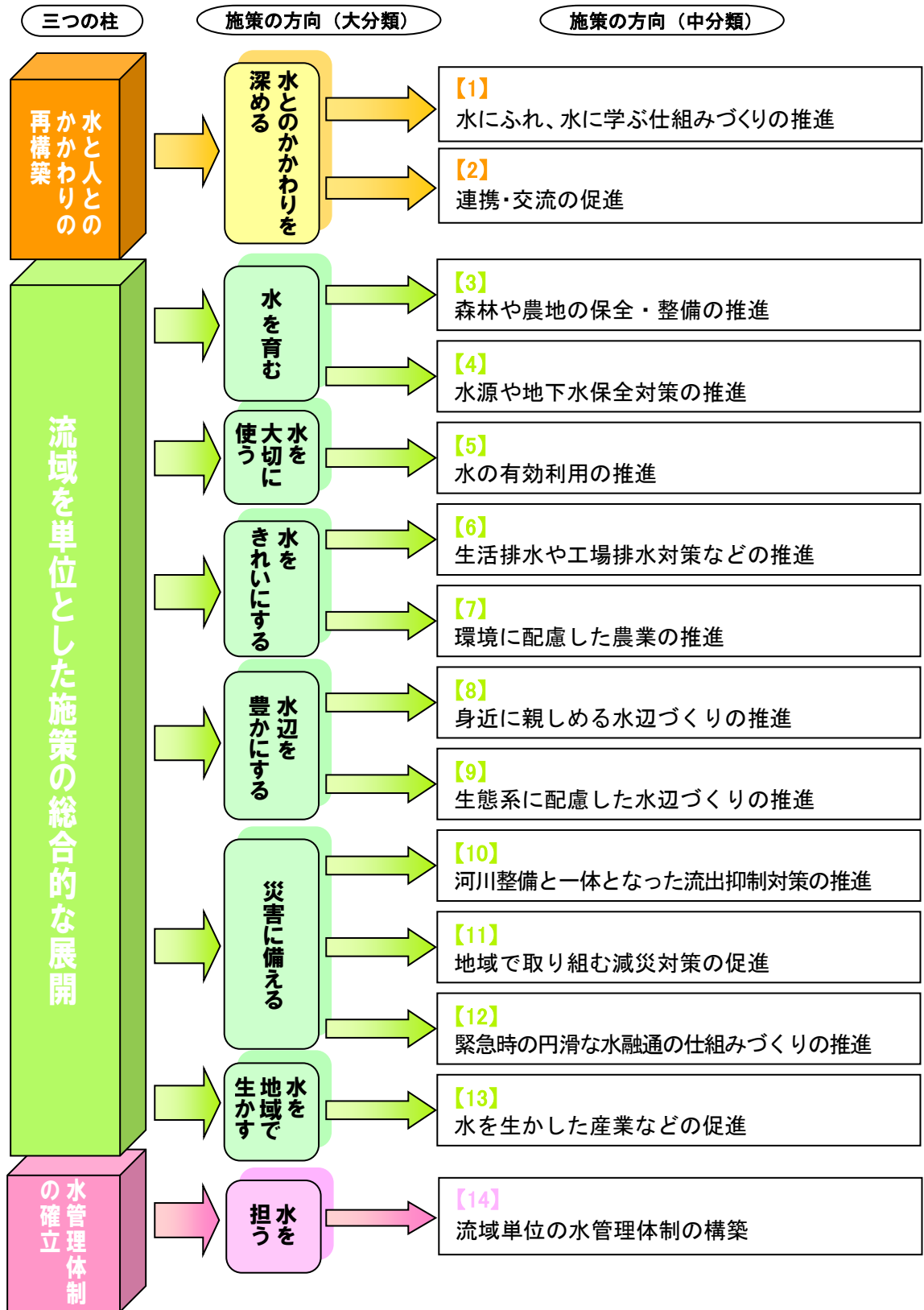
水を担う 分野や領域を超えて多様な知恵を結集し、流域全体で取り組みます。

さらに、8つの大分類のそれぞれを代表し、重点的に進める施策の方向として14の中分類を示し、その上で、具体的な個別施策の方向（小分類）を23ページ以降に示します。

なお、施策の推進により、SDGsの目標達成に近づくとともに、持続可能な社会の実現に寄与しています（SDGsとは、2030年に、「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を目指す国際社会共通の目標です）。



【施策の体系図】



水にかかわる問題は、水循環を通して有機的に関連しています。その解決に当たっては、それぞれの施策が水循環全体にどのような影響を及ぼすかを捉えた上で、総合的に取り組むことが重要です。このため、「水循環の視点」から見た「施策の方向（中分類）」との関連について、その体系を次に示します。

【施策と水循環の関連表】

水循環の視点 施策の方向 (中分類)	水とのかかわりを 深める	水を育む	水を 大切に使う	水を きれいに する	水辺を 豊かに する	災害に 備える	水を地域で 生かす	水を担う
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
【1】水にふれ、水に学ぶ仕組みづくりの推進	◎	○	○	○	○	○	○	○
【2】連携・交流の促進	◎	○	○	○	○	△	○	○
【3】森林や農地の保全・整備の推進	○	◎		△	△	○	△	○
【4】水源や地下水保全対策の推進	○	◎		○	△	△	△	○
【5】水の有効利用の推進	○		◎	△	△	△		○
【6】生活排水や工場排水対策などの推進	○		△	◎	○	△	△	○
【7】環境に配慮した農業の推進	○		△	◎	○	△	△	○
【8】身近に親しめる水辺づくりの推進	○	△			◎	△	○	○
【9】生態系に配慮した水辺づくりの推進	○			△	◎	△	○	○
【10】河川整備と一体となった流出抑制対策の推進	○	○	△	△	△	◎		○
【11】地域で取り組む減災対策の促進	○					◎		○
【12】緊急時の円滑な水融通の仕組みづくりの推進	○		△			◎		○
【13】水を生かした産業などの促進	○	△			△		◎	○
【14】流域単位の水管理体制の構築	○	○	○	○	○	○	○	◎

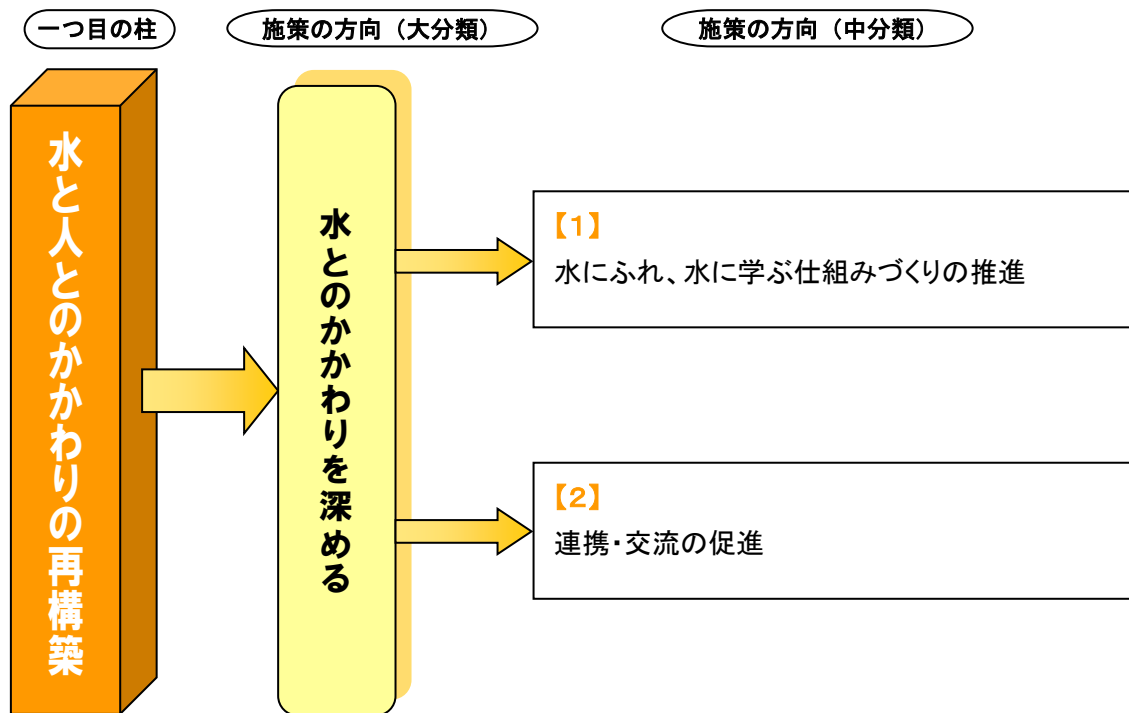
注：○は直接的関係（特に、◎は重点的に進める施策の方向）、△は間接的関係を示す。

水と人とのかかわりの再構築

人々は長い歴史の中で、それぞれの地域の水について多くのことを学び、水の恩恵と畏怖を悟り、水とともに生きてきました。

雨のしずくは土に浸透し、長い年月をかけ育まれ一筋の水の流れとなり、やがて河川を潤し大海へと注ぎます。その間に、一度使われた水が下流でまた別の人に使われるなど、水は多くの人々とかかわっていきます。また、第3章で示した「水に対する四つの基本的な考え方」(10 ページ参照)を踏まえると、水は県民共有の財産であるとも言えます。

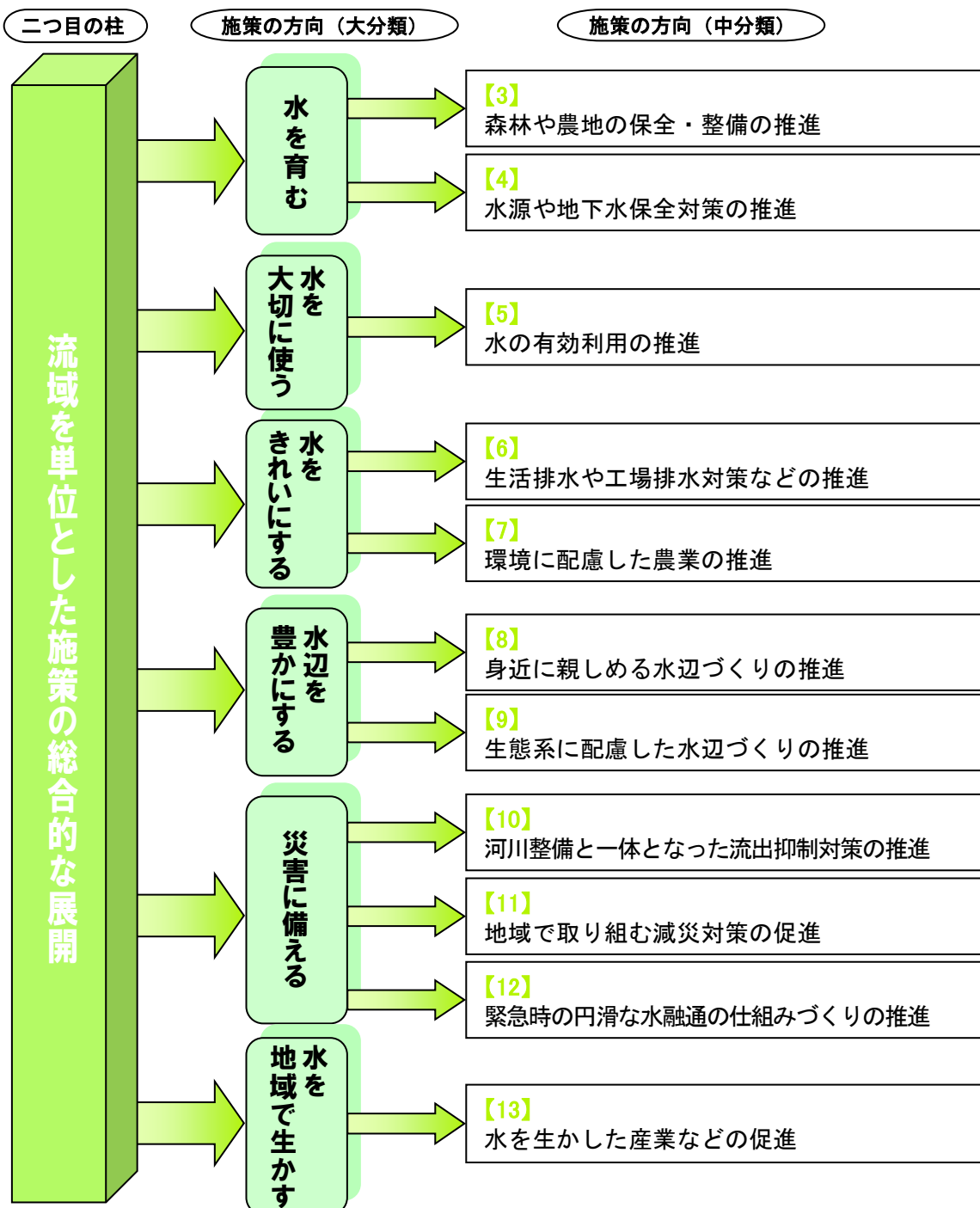
水と人との距離を近づけ、私たちの生活における水のつながりを学ぶことで、水とのかかわりを深め、良好な関係を再構築していきます。



流域を単位とした施策の総合的な展開

流域ごとに特徴ある水循環がつくられています。

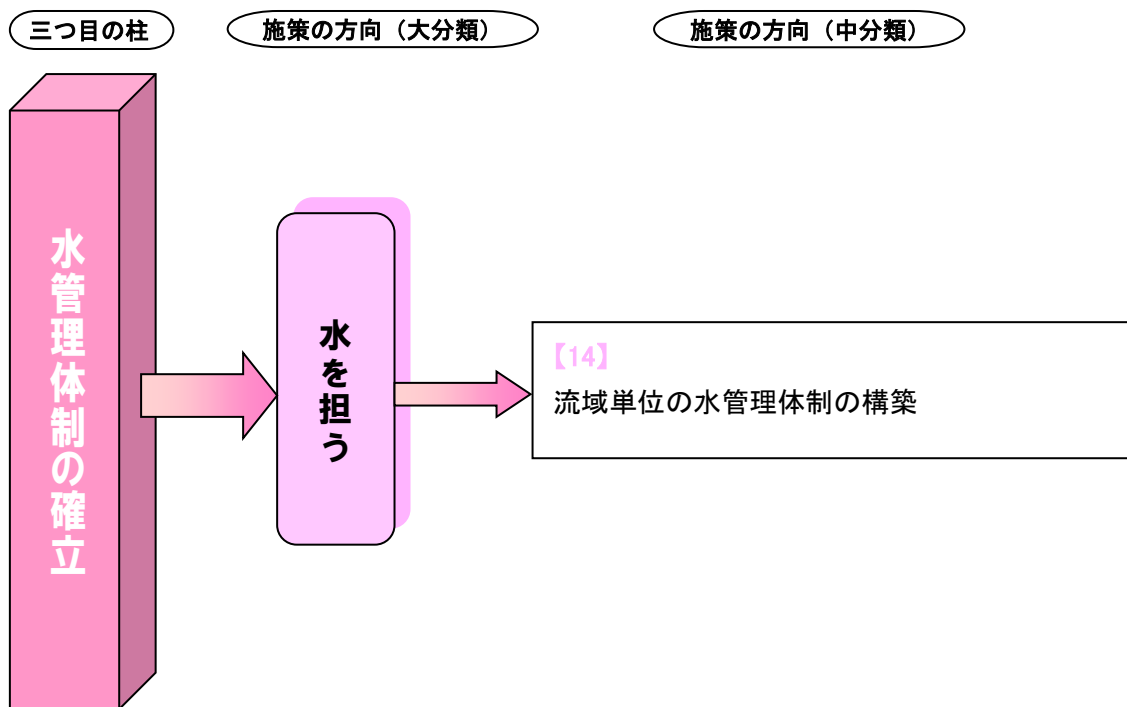
これまでの施策は、その目的によって、行政単位、個別の計画ごとに行われてきましたが、この計画では、森・川・海を一体とした流域を単位として、各施策を総合的に連携させ、流域ごとに健全な水循環を創ります。



水管理体制の確立

水循環は多様で複雑であり、各施策の連携及び関係主体間の協力、利害調整や合意形成が必要になります。

様々な主体が水に関する情報を公開し、地域の課題を共有し、解決に向けた基本的な合意を図りながら取組を進めるため、県民や事業者、教育・研究機関、行政などが分野や領域を越えて多様な知恵を集結し、流域全体が一体となって水を管理する体制を目指します。





【1】 水にふれ、水に学ぶ仕組みづくりの推進

私たちは、水が全ての生命を支える根本的なものであり、暮らしの中で欠くことのできない大切なものであること、森林や農地が水の循環の中で重要な機能を果たしていること、水の循環が生態系の多様性、安定性に関連していることを認識する必要があります。

このため、地域の身近な水環境保全活動への参加を促進したり、学習プログラムを充実させ水に学ぶ機会を提供するなど、学校や地域における水に関する活動の活性化に取り組みます。

水にふれ、水に学ぶ仕組みづくりの推進

① 学校や地域における水に関する活動の活性化

<水環境保全活動への参加の促進>

- 日常生活において家族ぐるみで水に関する意識を高め、身近なことから取り組むために、家庭での実践のきっかけづくり、新しい生活様式の下での身近な水環境保全活動への参加を促進します。

<水に学ぶ機会の提供>

- 継続的な水環境の保全・再生の取組、地域防災力の向上、節水型社会の形成を実現するために、学校教育の場における学習プログラムを充実させ水環境学習などを推進するとともに、体験学習や川遊びなどが安心してできるよう、地域の団体などと連携した仕組みづくりを推進します。

<人材の育成、情報の提供、調査研究の実施>

- これらの活動を支えるため、地元大学等と連携し、指導者の育成、環境放射線モニタリング結果等の情報提供など多面的な支援に努めるとともに、調査研究や環境教育などの環境施策の取組を総合的に推進します。

<新たな水の文化の形成>

- 水にかかわる地域の伝承などの掘り起こし、歴史的遺産の保存に努めるとともに、これらを地域づくり等へ活用することで、水の価値を再発見し、新たな水の文化の形成を促進します。



せせらぎスクール (須賀川市)



十六橋水門 (猪苗代町、会津若松市)



【2】 連携・交流の促進

水環境保全に関する地域での活動が活発になるとともに、流域内の団体間の連携・交流が求められています。また、水循環に関する意識が高まるにつれ、上流と下流の人々の間に負担と受益の不公平感、上流の開発に起因する洪水や水質汚濁などの上下流問題が顕在化しています。

水循環に関する諸問題を解決するためには、流域を単位として、“産学民官”の様々な主体が連携して相互理解を深めながら、共同体としての意識を持った取組を進めることが必要です。

このため、様々な主体の相互交流活動の支援、団体や人材などの情報の提供に努めるなど、上下流や地域、流域間の連携・交流を促進します。

連携・交流の促進

① 上下流や地域、流域間の連携・交流の促進

<交流活動の支援>

- ・ 県内を始め、下流県を含めた流域の上流と下流、または流域間において、住民や自治体などが水循環をキーワードとした新しい生活様式を踏まえた多様なネットワークづくりを進めるため、交流の機会や場に関する情報の提供など交流活動を支援します。

<情報の提供>

- ・ 情報の共有化を図るために、水循環にかかわる情報、各種活動団体や人材に関する情報の収集、蓄積及び一元的な管理を進め、県民が入手しやすく、分かりやすい情報の提供と定期的な更新に努めます。



福島県水環境活動団体交流会

＜放射性物質対策＞

- ・ 生活に密接に関連する水源地の森林や林業生産活動の場となる森林の整備を推進し、放射性物質の拡散防止に努めます。

＜水道の衛生対策に関する取組＞

- ・ 水道事業者などと連携して、飲料水の放射性物質のモニタリングを行うとともに、県民に分かりやすく公表します。また、水道の衛生対策を推進します。

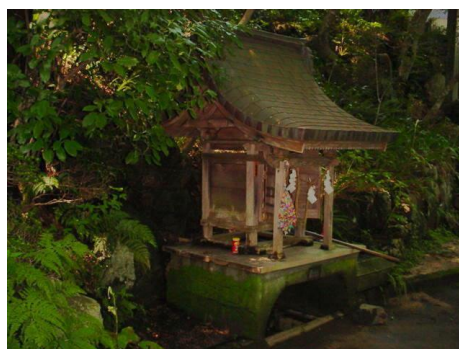
② 地下水の適正な管理及び保全の推進

＜ガイドラインの策定＞

- ・ 地下水の状況把握に努め、地下水の保全と適正な使用のあり方を示したガイドラインを策定します。

＜情報の公開＞

- ・ 流域の利害関係者が、リスク等の情報を共有し、相互に意思疎通を図りながら地下水汚染対策等を進めていくため、工場や事業場などに対して、地下水の取水量や水質の状況、有害物質の管理状況などの積極的な情報公開を促します。



赤井嶽弘法水（いわき市）

③ 健全な水循環の確保のための土地利用対策の推進

＜水循環アセスメントの実施＞

- ・ 大規模な土地の改変を伴う事業等については、法令に基づく環境影響評価の中で、必要に応じ、水循環の視点でアセスメントが行われていますが、制度の対象とならない事業についても、水循環アセスメントの実施について検討します。

④ 雨水の地下浸透の推進

＜雨水浸透施設の整備＞

- ・ 水源となっている河川の流量を維持し、地下水のかん養を図るため、浸透適地において公共施設や住宅の雨水浸透枡や透水性舗装などの整備を推進します。



雨水浸透施設のイメージ

【5】 水の有効利用の推進



先人は貴重な水資源を有効に利用するために、堰やため池を築きました。近年には安定的な取水をするためにダムを築造し、私たちは毎日、安定的に水を使うことができるようになりました。一方、人口の減少傾向や水田面積の減少、水を使わない産業の進展など、水利用形態の変化に伴い、需要量は減少傾向にあります。

しかし、水需給バランスの地域間の不均衡、地下水の過剰揚水による水量減少、水源水質の悪化などにより、新たな水源の確保が必要となることも考えられます。

このため、既存開発水資源を有効利用した未利用水の幅広い分野への活用の検討、意識の啓発による節水や水の再利用などに取り組みます。

水の有効利用の推進

① 既存開発水資源の有効利用の推進

＜未利用水の幅広い分野への活用の検討＞

- ・ 既存ダムの未利用水について、その有効利用を図るため、地域の実情に応じて、他の用途への幅広い活用についての検討を進めます。

＜身近な水路の水量確保の検討＞

- ・ 合理的な水利使用を行うため、日常の河川に必要な流量を明確にし、その管理を行い、身近な水路の水量確保に向けた方策の検討を行います。



小玉ダム（いわき市）

＜既存施設の活用＞

- ・ 既存施設の老朽化対策等を実施するなど、維持管理・更新を計画的に行います。

＜人材の育成＞

- ・ 水インフラの運営、維持管理に係る人材の育成を推進します。

② 節水や水の再利用の促進

＜意識の啓発＞

- ・ 節水や、雨水・下水処理水等の再利用を促進するため、「もったいない」等の意識の啓発に努めます。

無駄なく効率よく水を使うことは、水利用に伴う水環境に対する負荷の減少にもつながります。



雨水の再利用イメージ（郡山市）

② 市街地からの汚濁負荷の削減対策の推進

＜市街地排水の浄化対策の検討＞

- ・ 市街地からの汚濁負荷物質の流出を削減するため、市街地排水の効果的な浄化対策の検討を進めるとともに、道路、側溝、調整池、雨水浸透枳などの清掃活動を促進します。

③ 閉鎖性水域(湖沼など)の水質保全の推進

＜高度処理施設の整備＞

- ・ 水質悪化を未然に防止するため、猪苗代湖や裏磐梯湖沼群における工場や事業場からの窒素・りんに係る排出の規制、及び汚水の高度処理施設の整備促進に加え、それ以外の湖沼やダム貯水池等の閉鎖性水域においても、必要に応じ、高度処理施設の整備を検討します。

また、猪苗代湖流域については、流域が一体となって、汚濁負荷の流入削減や水生植物の回収などの水質悪化防止対策を図ります。



猪苗代湖（第18回猪苗代湖・裏磐梯湖沼フォトコンテスト最優秀賞作品）

【8】 身近に親しめる水辺づくりの推進



都市化による土地の高度利用に伴い、まち中の水路が地中化されたり蓋掛けされるなど、身近な水辺空間が減少しています。また、河川などの近くに周辺の風景と調和がとれていない建築物が建つなど、水辺景観が損なわれている事例が見受けられます。

人々が水による安らぎを感じられるようにするためには、川や水路などが本来持っていた人々の日常的な交流や遊び、憩いの場としての機能を確保していく必要があります。また、これらを身近で体感することにより、水や川に対する関心が高まり、ひいては水循環の諸課題に対する自主的な取組にもつながることが期待されます。

このため、いつでも水面の見える水路の整備により、まち中の水辺を確保するとともに、水辺景観を保全するため、建築や開発行為の規制等について検討します。

身近に親しめる水辺づくりの推進

① まち中水路などの水辺の確保

<いつでも水面の見える水路整備>

- 水辺としての機能を失ってしまった水路を地域の暮らしや風景に密着した身近な水辺として再生するため、安全性など地域の状況に配慮しながら水が常に流れ水面の見える水路整備を推進します。



生活に密着した水辺（会津若松市）

② 水辺の景観保全、親水性の向上

<建築や開発行為の規制等の検討>

- 地域の生活に密着した棚田やため池といった歴史的な水辺景観や、都市部の安らぎの空間としての水辺景観を保全するため、景観を阻害する建築や開発行為に対する規制等について検討するとともに、水辺へ近づくことがふさわしい箇所については、親水性の向上を図ります。

<ごみ対策>

- 身近な水辺の景観を保全するため、ごみを捨てない意識の啓発を図るとともに、地域と連携した清掃活動等のごみ対策を推進します。



県下一斉クリーンアップ作戦
（阿武隈川）

【9】生態系に配慮した水辺づくりの推進



開発などによる水辺の緑地空間や湿地の減少、発電取水による河川の減水区間の発生など人間の営みによる水循環の変化は、生態系に変化を及ぼします。

人間も生態系の一員として、地球上で共存していくためには、生物の生息・生育環境の保全・復元を図っていくことが必要です。

このため、水と緑のつながりのある整備による生き物の生息空間や移動経路などの確保、関係利水者との調整による日常の河川流量の確保などに取り組みます。

生態系に配慮した水辺づくりの推進

① 生き物の生息空間や移動経路などの確保

<水と緑のつながりのある整備>

- 多様な生き物の生息する場を保全、再生していくため、治水や利水機能との調和を図りながら、河畔林の保全、多自然の河川や水路づくり、市街地の道路、公園の緑化等により、水と緑の生態的な連続性のある整備を推進します。

<野生生物の適正な保護管理>

- 水辺や湿地に生息・生育する野生動植物を保護するため、特定希少野生生物の指定や捕獲の禁止など適正な保護管理を図ります。また、外来生物の対策などについて検討します。



ビオトープ
牛沼（猪苗代町）

② 日常の河川流量の確保

<関係利水者との調整>

- 渇水時などにおいて河川の流況改善を図るため、ダムや堰などの関係利水者との調整等に努めます。



河畔林の保全
長瀬川（猪苗代町）

【11】 地域で取り組む減災対策の促進



洪水により川が氾濫していた土地の都市化などにより、河川整備が追いつかない状況にあります。また、水防（消防）団員の減少や高齢化、地域コミュニティの衰退により、地域の防災力が低下しています。

気候変動に伴い頻発化・激甚化する水害から生命や財産を守るためには、河川等の整備は必要ですが、完璧な対策はないという意識の下、被害を最小限に抑える減災の取組も必要です。

このため、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水を進めるほか、「自助」・「共助」・「公助」の取組を強化して地域防災力の向上を図ります。

地域で取り組む減災対策の促進

① 流域治水の推進

<土地利用と治水対策の連携>

- ・ 浸水被害を効果的に軽減するため、土地利用状況に応じた洪水に対する安全度と地域の意向等に合った整備手法を検討します。また、水害の危険性の高い地域に関する情報の普及、高床式建築の奨励など、河川整備状況に応じた土地利用や建築方式を促進し、土地利用と治水対策の連携を図ります。



水防災対策特定河川事業
阿武隈川（二本松・安達地区）

<ハード対策とソフト対策の連携>

- ・ 激甚化する水害に備え、流域全体での治水対策や適切な避難行動の意識を高めるための取組を推進します。

② 地域防災力の強化と充実

<地域防災力の向上>

- ・ 水防体制の強化、避難行動要支援者の避難支援、関係機関及び住民の防災情報の共有体制の強化、避難の目安となる水位など分かりやすい情報の提供により、地域防災力の向上を図ります。



福島県水防訓練

<県民の防災意識の向上>

- ・ 水害の履歴を掲示するなど災害を日常的に確認できる情報の提供、ハザードマップを活用した避難訓練の実施などにより自主防災意識の啓発を促進するとともに、適切で迅速な避難行動の推進を図ります。

【13】 水を生かした産業などの促進

本県には豊かで美しい水により育まれた全国に誇れる景勝地、温泉、名水、湧水などの地域資源、自然豊かな溪流等の釣り場、郷土食・ラーメンや地酒などの食文化、和紙などの伝統工芸品、水にかかわる祭りなど、数多くの水に関する文化があります。

このため、水の文化の掘り起こしなどにより地域に対する誇りを醸成するとともに、水資源の観光への活用、小水力発電の検討などによる地域の水資源の新たな活用に取り組みます。

水を生かした産業などの促進

① 地域の水資源の観光への活用

<良好な水環境の活用>

- ・ 景勝地や温泉などの地域資源、水に関する文化を全国に情報発信するとともに、河川、湖沼などの良好な水辺を探勝するエコツーリズム*の促進、水辺に親しむための遊魚等、良好な水環境を活用します。

なお、良好な水環境の利用については、関係機関が連携して利用者の安全意識の啓発に努めます。



裏磐梯（第18回猪苗代湖・裏磐梯湖沼
フォトコンテスト優秀賞作品）

② 地域の水資源の新たな活用

<小水力発電の検討>

- ・ 身近な水資源の日常生活への活用を促すため、小水力発電など新たな活用について検討します。

<水のブランド化>

- ・ 水に関する産業（農林水産業、食品など）の発展を促すため、本県の水のブランド化を図ります。

<コーディネート機能の充実>

- ・ 水を生かした新たな産業を創出するため、産学官の連携を橋渡しする民間の人材を活用するなど、コーディネート機能の充実を図ります。



福島県の水



福島県の日本酒

※エコツーリズム

対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に配慮しながら、それらを体験し学ぶ観光のありかた。

5-2 施策と主体間の連携

水にかかわる問題は、各主体が連携して施策に取り組むことが必要です。そこで、施策別に連携して取り組むことが望まれる主体について次に示します。

【施策と各主体の関係表】

施策の方向			産	学	民	行政			
大分類	中分類	小分類 ＜具体施策＞	事業者	教育・研究機関	市民団体	住民	市町村	国	県
水とのかかわりを深める	【1】水にふれ、水に学ぶ仕組みづくりの推進	①学校や地域における水に関する活動の活性化 ＜水環境保全活動への参加の促進＞＜水に学ぶ機会の提供＞など	◎	◎	◎	◎	○	○	◎
	【2】連携・交流の促進	①上下流や地域、流域間の連携・交流の促進 ＜交流活動の支援＞＜情報の提供＞	◎	○	◎	◎	○	○	○
水を育む	【3】森林や農地の保全・整備の推進	①水循環に着目した森林・農地の保全・整備 ＜流域住民参加型の保全・整備＞＜担い手の育成・確保＞など	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎
	【4】水源や地下水保全対策の推進	①水源保全の推進 ＜土地利用の誘導＞＜排水者と取水者の連携＞など	◎	○	○	○	◎	◎	◎
		②地下水の適正な管理及び保全の推進 ＜ガイドラインの策定＞＜情報の公開＞	◎	○		○	◎	○	◎
		③健全な水循環の確保のための土地利用対策の推進 ＜水循環アセスメントの実施＞	◎	○		○	◎	◎	◎
④雨水の地下浸透の推進 ＜雨水浸透施設の整備＞	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	
水を大切に使う	【5】水の有効利用の推進	①既存開発水資源の有効利用の推進 ＜未利用水の幅広い分野への活用の検討＞＜身近な水路の水量確保の検討＞など	○	○	○	○	○	◎	◎
		②節水や水の再利用の促進 ＜意識の啓発＞	◎	○	◎	◎	○	○	○
水をきれいにする	【6】生活排水や工場排水対策などの推進	①生活排水対策や工場排水対策などの推進 ＜ハード事業とソフト事業の連携＞＜情報の公開＞など	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎
		②市街地からの汚濁負荷の削減対策の推進 ＜市街地排水の浄化対策の検討＞	◎	○	◎	◎	◎	○	◎
		③閉鎖性水域（湖沼など）の水質保全の推進 ＜高度処理施設の整備＞	◎		○	◎	◎	○	◎
	【7】環境に配慮した農業の推進	①水環境にやさしい農業の推進 ＜有機栽培や特別栽培、エコファーマーの取組拡大＞	◎	○			○	○	◎
②畜産環境保全対策の推進 ＜家畜排せつ物の適正な管理及びたい肥の利用の促進＞		◎	○			○	○	◎	

施策の方向			産	学	民	行政			
大分類	中分類	小分類 ＜具体施策＞	事業者	教育・研究機関	市民団体	住民	市町村	国	県
②水辺の景観保全、親水性の向上 ＜建築や開発行為の規制等の検討＞＜ごみ対策＞	○	○	◎	◎	◎	◎	◎		
【9】生態系に配慮した水辺づくりの推進	①生き物の生息空間や移動経路などの確保 ＜水と緑のつながりのある整備＞＜野生生物の適正な保護管理＞	○	○	○	○	◎	◎	◎	
	②日常の河川流量の確保 ＜関係利水者との調整＞	◎	○			○	◎	◎	
災害に備える	【10】河川整備と一体となった流出抑制対策の推進	①流出抑制対策の推進 ＜雨水の浸透や貯留機能の向上＞＜治水施設整備の推進＞など	◎	○	○	◎	◎	◎	◎
		【11】地域で取り組む減災対策の促進	①流域治水の推進 ＜土地利用と治水対策の連携＞＜ハード対策とソフト対策の連携＞	○	○		○	◎	◎
	②地域防災力の強化と充実 ＜地域防災力の向上＞＜県民の防災意識の向上＞		◎	○	◎	◎	◎	◎	◎
	【12】緊急時の円滑な水融通の仕組みづくりの推進	①緊急時の円滑な水融通体制の構築 ＜利水者間の連携強化＞＜災害に強い施設の整備＞	◎	○		○	○	○	◎
水を地域で活かす	【13】水を生かした産業などの促進	①地域の水資源の観光への活用 ＜良好な水環境の活用＞	◎	○	◎		◎	○	○
		②地域の水資源の新たな活用 ＜小水力発電の検討＞＜水のブランド化＞など	◎	○	◎		◎	○	○
水を担う	【14】流域単位の水管理体制の構築	①流域単位の水管理体制の構築 ＜自立的な運営組織の設置＞＜各主体の特性の活用＞など	◎	○	◎	◎	○	○	○

◎：中心となって取り組む主体

○：関係して取り組む主体

※具体化の段階で変わる場合もあります。

第6章 計画の推進

将来像の実現に向けて本計画を推進するため、次のように取り組みます。

(1) 普及啓発

県民一人一人が計画の理念と将来像を共有して水についての理解を深めることが重要であることから、本計画の趣旨、内容について普及啓発を図ります。

(2) 各種計画との連携

施策の方向を反映した水に関する各種計画と連携し、県内全域や個別流域において総合的に展開します。

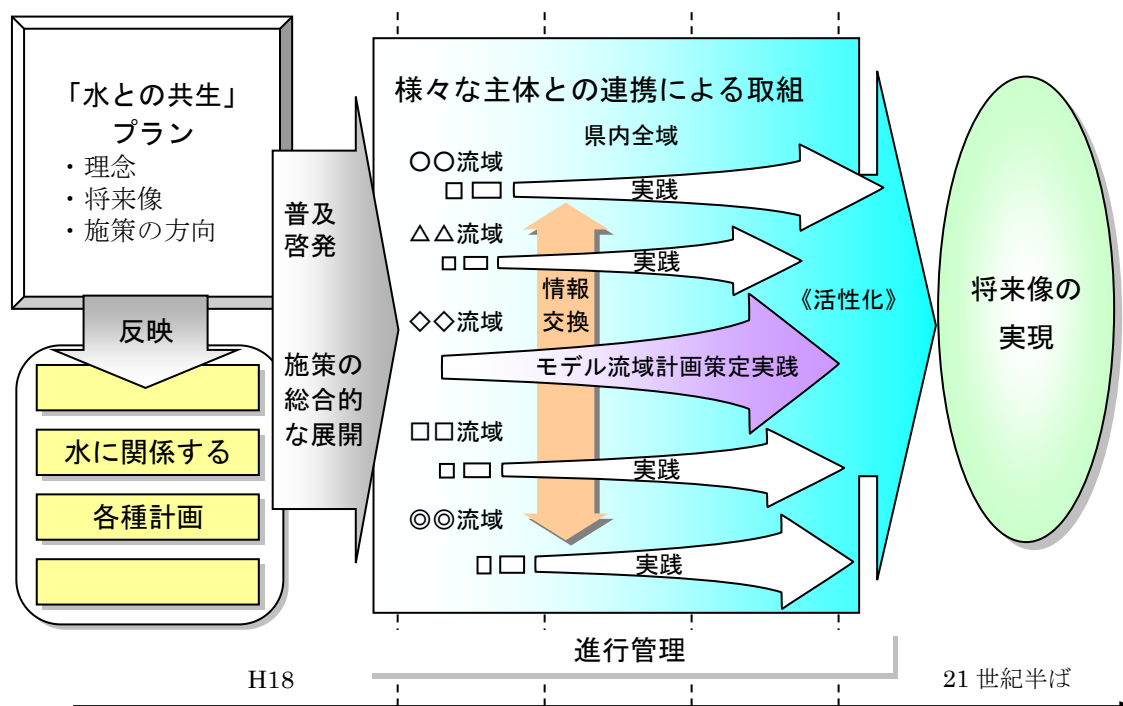
(3) 様々な主体との連携

県内各流域における様々な取組について流域間の情報交換を促し、県民や事業者、教育・研究機関、行政などの各主体との連携を図ります。

また、連携による総合的な取組のモデルとなる流域計画を策定、実践し、その過程を他流域に発信することで県内全域における取組の活性化を図ります。

(4) 計画の進行管理

この計画を円滑に推進していくため、施策の方向を踏まえた全県的なモニタリング指標などにより進行管理を行います。また、今後の社会経済情勢の変化に適切に対応するため、必要に応じ本計画の見直しを行います。



参考資料

- 1 「水との共生」プランとSDGsとの関連性
- 2 「水との共生」プランの施策と福島県総合計画の政策との関連性
- 3 「水との共生」プランと関連性のある福島県総合計画における指標

1 「水との共生」プランの施策とSDGsとの関連性

「水との共生」プラン			SDGs 目標							
			4	6	9	11	12	13	14	15
柱	大分類	中分類								
水と人とのかかわりの再構築	水とのかかわりを深める	【1】水にふれ、水に学ぶ仕組みづくりの推進	○							
		【2】連携・交流の促進		○						
流域を単位とした施策の総合的な展開	水を育む	【3】森林や農地の保全・整備の推進								○
		【4】水源や地下水保全対策の推進		○	○					
	水を大切に使う	【5】水の有効利用の推進		○	○					
		【6】生活排水や工場排水対策などの推進		○						
	水をきれいにする	【7】環境に配慮した農業の推進								○
		水辺を豊かにする	【8】身近に親しめる水辺づくりの推進					○		○
	【9】生態系に配慮した水辺づくりの推進			○						
	災害に備える	【10】河川整備と一体となった流出抑制対策の推進			○					
		【11】地域で取り組む減災対策の促進				○		○		
		【12】緊急時の円滑な水融通の仕組みづくりの推進		○						
	水を地域で生かす	【13】水を生かした産業などの促進			○					
		水管理体制の確立	【14】流域単位の水管理体制の構築		○					

SDGs 目標

- | | |
|-------------------|------------------|
| 4 質の高い教育をみんなに | 6 安全な水とトイレを世界中に |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 12 つくる責任 つかう責任 | 13 気候変動に具体的な対策を |
| 14 海の豊かさを守ろう | 15 陸の豊かさを守ろう |

2 「水との共生」プランの施策と福島県総合計画の政策との関連性

福島県総合計画の政策			ひと		暮らし				しごと						
			結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり	「福島ならではの」の教育の充実	東日本大震災・原子力災害からの復興・再生	災害に強く治安が確保されている安全・安心な県づくり	環境と調和・共生する県づくり	過疎・中山間地域の持続的な発展	ふれあいと親しみのある魅力あふれる県づくり	地域産業の持続的発展	もうかる農林水産業の実現	再生可能エネルギー先駆けの地の実現	流の促進	魅力を最大限いかした観光・交流の促進	福島の産業を支える人材の確保・育成
「水との共生」プランの施策			柱	大分類	中分類										
水と人とのかかわりの再構築	水とのかかわりを深める	【1】水にふれ、水に学ぶ仕組みづくりの推進	○	○	○	○	○		○						
		【2】連携・交流の促進							○						
流域を単位とした施策の総合的な展開	水を育む	【3】森林や農地の保全・整備の推進				○	○	○	○		○				
		【4】水源や地下水保全対策の推進				○	○								
	水を大切に使う	【5】水の有効利用の推進				○	○								
	水をきれいにする	【6】生活排水や工場排水対策などの推進					○								
		【7】環境に配慮した農業の推進						○							
	水辺を豊かにする	【8】身近に親しめる水辺づくりの推進				○	○		○						
		【9】生態系に配慮した水辺づくりの推進				○	○		○						
	災害に備える	【10】河川整備と一体となった流出抑制対策の推進				○	○								
		【11】地域で取り組む減災対策の促進				○	○								
		【12】緊急時の円滑な水融通の仕組みづくりの推進				○									
	水を地域で生かす	【13】水を生かした産業などの促進			○					○	○	○	○	○	
	水管理体制の確立	水を担う	【14】流域単位の水管理体制の構築				○			○					

3 「水との共生」プランと関連性のある福島県総合計画における指標

(「水との共生」プランの施策を推進することで福島県総合計画の実現を目指します)

【1】水にふれ、水に学ぶ仕組みづくりの推進(p. 23)

指標名	現況値	目標値
自然体験学習等参加者数	(R元年度) 1,476人	(R12年度) 2,200人

【2】連携・交流の促進(p. 24)

指標名	現況値	目標値
住民やNPO などによる地域活動に積極的に参加していると回答した県民の割合(意識調査)	(R3年度) 16.7%※速報値	(R12年度) 28.0%以上

【3】森林や農地の保全・整備の推進(p. 25)

指標名	現況値	目標値
新規就農者数	(R2年度) 204人	(R12年度) 340人
新規林業就業者数	(R2年度) 78人	(R12年度) 140人
森林整備面積	(R2年度) 6,004ha	(R12年度) 8,000ha

【6】生活排水や工場排水対策などの推進(p. 29, 30)

指標名	現況値	目標値
猪苗代湖のCOD 値	(R元年度) 1.4mg/l	(R12年度) 1.0mg/l以下
汚水処理人口普及率	(R元年度) 83.7%	(R12年度) 97.4%

【7】環境に配慮した農業の推進(p. 31)

指標名	現況値	目標値
有機農業等の取組面積	(R2年度) 2,957ha	(R12年度) 6,000ha

【10】河川整備と一体となった流出抑制対策の推進(p. 34)

指標名	現況値	目標値
過去の水害を踏まえた治水対策により浸水被害が解消する家屋数	(R2年度) 0戸	(R12年度) 11,000戸

【11】地域で取り組む減災対策の促進(p. 35)

指標名	現況値	目標値
避難行動要支援者個別避難計画策定市町村数	(R3年度) 39市町村	(R12年度) 59市町村
流域治水の取組において、洪水時の住民避難を促す洪水浸水想定区域図の作成が必要な440 河川の作成率	(R2年度) 7%	(R12年度) 100%

【13】水を生かした産業などの促進(p. 37)

指標名	現況値	目標値
吟醸酒課税移出数量(出荷量)	(R2年度) 3,116KL	(R12年度) 4,000KL

【14】流域単位の水管理体制の構築(p. 38)

指標名	現況値	目標値
住民やNPO などによる地域活動に積極的に参加していると回答した県民の割合(意識調査)(再掲)	(R3年度) 16.7%※速報値	(R12年度) 28.0%以上

「水との共生」プラン

平成18年7月（策定）

令和4年4月（更新）

発行 福島県企画調整部復興・総合計画課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-7123

E-mail tochi_mizu@pref.fukushima.lg.jp

水に関するホームページ

URL [http://www.pref.fukushima.lg.jp/
sec/11015b/mizu-keikaku.html](http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015b/mizu-keikaku.html)